

第4号議案 倫理規程変更の承認と評議員会への提案について

倫理規程を下記のように変更することを承認し、本変更案を評議員会へ提案する。

記

改正箇所の新旧対照表

変更前	変更後
<p>&lt;前文&gt;～第2条 略</p> <p>(法令等の遵守)</p> <p>第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。</p>	<p>&lt;前文&gt;～第2条 略</p> <p>(<u>基本的人権の尊重と法令等の遵守</u>)</p> <p>第3条 <u>この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。</u></p> <p><u>2 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。</u></p> <p><u>3 評議員及び役職員は、休眠預金活用法第17条第3項で規定されている宗教団体、政党、特定の公職の候補者、暴力団等に休眠預金等交付金に係る資金が活用されることのないように、細心の注意を払わなければならない。</u></p> <p><u>4 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行っていない。</u></p> <p><u>5 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。</u></p> <p>附 則 (2019年7月 日) この規程は、2019年 月 日 から施行する。 (2019年7月13日理事会議決、2019年7月 日評議員会議決)</p>